

ヴィペール弘前FC規約

(名称)

第1条 本会は、ヴィペール弘前FC(以下会という。)と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は監督宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、スポーツを通じて、次のことを目的とする。

本会は、サッカーというスポーツを通じて、心身を健全に成長させ、運動の好きな子どもを育てる。

練習や試合を通じて、最後まで努力する心、チームメイトと協力する心、ルールを守る心、自分にかかわるすべての人を尊敬し、感謝する心を育てる。

サッカーの基本的技術を身につけさせ、クリエイティブな選手を育てる。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

各種スポーツ活動

各種大会への参加

レクリエーション活動

奉仕活動

他団体との交流活動

活動の場の確保や環境の整備

指導者の発掘と育成

会費等の管理

その他、本会の目的に必要な活動

(構成)

第5条 本会は、サッカーをしたい小学生児童(以下選手という)の保護者及び本会の趣旨に賛同する者を以って会員とする。

(組織)

第6条 本会に次の機関を置く。

総会

役員会

(会 議)

- 第7条 本会の会議は、総会、役員会とする。
- 総会は、毎年年度始めに開催する。
- 会長が認めるときは、臨時総会を召集することができる。
- 総会は、出席者及び委任状により過半数で成立する。
- 総会の決議は、出席者及び委任状により過半数で決定する。

(総会の任務)

- 第8条 総会は、次のことを行うものとする。
- 規約の改正
- 前年度の活動報告
- 新会計年度の活動計画の承認
- 前年度決算及び新年度の予算の承認
- 役員承認
- その他、会の目的達成に必要な事項の決定及び承認

(役 員)

- 第9条 本会は、次の役員を置き任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 会長 1名
- 副会長 2名
- 指導者 若干名
- 会計 2名
- 監事 2名
- 学年代表 各学年2名以上

(役員の仕事)

- 第10条 役員は次のことを行うものとする。
- 会長は、本会を代表し各会議を召集する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
- 指導者は、選手を指導する。活動中に生じた事故等について、会長に報告し適切な処置をとるものとする。
- 会計は、本会の経理事務を担当する。
- 監事は、会計事務を監査し、それを総会にて報告する。
- 学年代表は、各学年会員を代表する。

(会員の任務)

第11条 会員は、次のことを行うものとする。

会員は、前記第3条及び第4条の活動を遂行するために、相互協力するものとする。

会員は、総会及び役員会で本会運営に必要と認められた事項には従うものとする。

会員は、選手の健康管理には十分留意し、責任を持って体調の悪い時には、会の活動には参加させないものとする。

(会員の心得)

第12条 会員は、ヴィパール弘前FC活動方針及び指導方針をよく心得、選手を援助する。

(会員の事故)

第13条 選手及び指導者のスポーツ活動中の事故に対して、本会の指定する損害保険の適用範囲内で責任を負う。

(損害保険)

第14条 選手及び指導者は、スポーツ安全保険に加入する。

(入会及び退会)

第15条 入会及び退会は、本会所定用紙にてこれを行う。

(資格の停止及び退会)

第16条 会員がいずれかに該当する場合、本会はその会員を役員会議により、これを停止及び除名することができる。

本会規約及び注意事項に反したとき

本会の名誉を著しく傷つけ、又会の秩序を乱したとき

会費等の支払いを滞納し、会からの催促に応じないとき

その他、本会が会員として不当と判断したとき

(会計)

第17条 本会の会計は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

(会費)

第19条 本会の会費の金額は、各年度ごとに総会で決定する。
但し、必要と認められる経費が生じた場合には、その都度徴収する。

(規約及び注意事項)

第20条 本規約に定めのない事項、運営上必要な規則及び指導上必要な注意事項は、役員会で定めることができる。

(規約の改正及び解散)

第21条 本規約の改正及び会の解散は、参加会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則 この規約は、平成17年4月10日から施行する。
平成18年4月18日一部改正。
平成20年4月10日一部改正。